

関西福祉大学大学院 学則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 関西福祉大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、学部における専門的基礎の上に広い視野に立って学識を深め、保健・医療・福祉・教育分野における研究能力及び高度な専門性が求められる専門職業人として必要な資質・能力の涵養を目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学大学院は、教育研究水準の維持・向上を図るため、教育及び研究活動等の状況について自己点検・評価を行う。

2 自己点検・評価に関して必要な事項は別に定める。

(課 程)

第3条 本学大学院に修士課程及び博士課程を置く。

(研究科・専攻及び学生定員)

第4条 本学大学院に社会福祉学研究科、看護学研究科、教育学研究科（以下「研究科」という。）を置く。

2 研究科に置く専攻・課程及び学生（研究生、科目等履修生、聴講生を除く）の定員は以下のとおりとする。

研究科	専攻	課程	定 員	
			入学定員	収容定員
社会福祉学研究科	社会福祉学専攻	修士課程	5名	10名
看護学研究科	看護学専攻	博士前期課程	6名	12名
		博士後期課程	3名	9名
教育学研究科	児童教育学専攻	修士課程	5名	10名

(研究科の目的及び教育方針)

第5条 本学大学院の各研究科ごとの目的は次のとおりである。

(1) 社会福祉学研究科

社会福祉における高度な専門職業人の育成とその知識・技術をもとに地域社会に貢献し、国際的にも通用する人材を育成する。

(2) 看護学研究科

1) 博士前期課程 高度な専門的知識を発展させ、看護の研究的視点をもつ看護実践者であり、更に臨地教育・指導が出来る人材を育成する。

2) 博士後期課程 高度の専門性が求められる看護実践において、高い学識と倫理観をもって、人々の健康ニーズに対応できる高度な看護専門性と、看護学における理論構築に向けて自立して研究活動が推進できる研究能力及び教育能力を有し、看護学の発展に寄与できる人材を育成する。

(3) 教育学研究科

本学研究科では、教育実践研究を重視した教育学研究科を目指す。もって、高度化が求められる教育実践において、自立して研究活動が推進できる研究能力及び教育能力を育成し、同時に児童一人ひとりの資質・能力と、個性の伸張を図る教育方法といった高度な実践力を備えた人材を育成する。

2 研究科の教育方針（アドミSSION・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー）については、別に定める。

(標準修業年限及び在学年限)

第6条 博士課程の標準修業年限は5年とし、修士課程の標準修業年限は2年とする。また、博士課程は、標準修業年限2年の前期課程及び標準修業年限3年の後期課程に区分し、標準修業年限2年の前期課程を修士課程として取り扱う。

2 修士課程及び博士前期課程、博士後期課程の各在学期間は、休学期間を除き、標準修業年限の2倍を越えてはならない。

3 学生が職業を有している等の事情により、本条1項に規定する標準修業年限を越えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、研究科委員会の議を経てその計

画的な履修（以下、「長期履修」という。）を認めることができる。ただし、長期履修の場合において、修士課程及び博士前期課程の在学期間は5年、博士後期課程の在学期間は7年を超えてはならない。

4 長期履修の取扱いに関し、必要な事項は別に定める。

第2章 組織及び管理運営

（教員組織）

第7条 本学大学院における授業は、教授、准教授または講師が担当する。

2 本学大学院における研究指導は教授が担当する。ただし、必要があるときは准教授または講師が担当する。

（研究科長）

第8条 研究科に研究科長を置く。

2 研究科長は、研究科の授業を担当する教授のうちから、学長の推薦に基づき、寄附行為施行細則第2条第1項の規定により、理事会において選任し、理事長が任命する。

3 研究科長は、研究科の教育・研究を掌理し、校務をつかさどる。

4 研究科長は、第9条に規定する研究科委員会を招集し、議長となる。

5 研究科長の任期は、別に定める。

（副研究科長）

第8条の2 研究科に副研究科長を置くことができる。

2 副研究科長は、研究科の授業を担当する教授及び准教授のうちから、学長の推薦に基づき、理事長が任命する。

3 副研究科長は、研究科長を補佐する。

4 副研究科長の任期は、別に定める。

（研究科委員会等）

第9条 研究科に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、課程の修了に関する事項

(2) 学位の授与に関する事項

(3) 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

3 前項に定めるもののほか、教育研究に関する事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

第3章 授業科目、履修方法、修了要件等

（授業及び研究指導）

第10条 本学大学院における教育は、授業及び学位論文作成等に関する研究指導により行う。

2 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育を行うことができる。

（授業科目等）

第11条 研究科における授業科目、単位数及び履修方法等は別表第1-1、第1-2、第1-3、第1-4のとおりとする。

（指導教員）

第12条 研究科長は、研究科委員会の構成員から、各学生の研究指導等を担当する指導教員を決定する。

（履修の届出）

第13条 学生は、履修する授業科目の選択にあたっては、指導教員の指導を受け、当該科目の履修に係る届出を行わなければならない。

（試験等及び修得単位の認定）

第14条 修得単位の認定は、各学期末及び学年末に実施する試験等の結果及び研究報告等により行う。

（他の大学院等における研究指導）

第15条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院または研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受けさせる期間は1年を超えないものとする。

2 前項の規定により学生が受けた研究指導は、課程の修了に必要な研究指導とみなすことができる。

（他の大学院における授業科目の履修）

第16条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、修士課程及び博士前期課程においては15単位、博士後期課程においては6単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修によって修得したものとみなすことができる。

（入学前の既修得単位の認定）

第17条 学長は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、修士課程及び博士前期課程においては15単位、博士後期課程においては6単位を超えない範囲で本学大学院に入学した以降の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条の規定により本学大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて、修士課程及び博士前期課程においては20単位、博士後期課程においては6単位を超えないものとする。

（入学前の既修得単位を勘案した在学期間の短縮）

第17条の2 本学大学院に入学する前に修得した単位を本学大学院において修得したとみなす場合であって、当該単位の修得により本学大学院の修士課程または博士前期課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本学大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

（修士課程及び博士課程の修了要件）

第18条 修士課程及び博士前期課程の修了要件は、本学大学院に2年以上在学し、別表第1に定める授業科目のうち所要の科目について30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上で修士論文を提出し、本学大学院の行う審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については別に定めるところにより、本学大学院の当該課程に1年以上在学すれば足りるものとするところがある。

2 博士後期課程に標準修業年限以上在学し、所定の科目を16単位以上修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、学位論文の審査及び最終試験に合格した者には、博士の学位を授与する。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については別に定めるところにより、本学大学院の当該課程に2年以上在学すれば足りるものとするところがある。

（学位の授与）

第19条 学長は、本学大学院を修了した者に対し、以下の学位を授与する。

(1) 社会福祉学研究科 社会福祉学専攻 修士課程 修士（社会福祉学）

(2) 看護学研究科 看護学専攻 博士前期課程 修士（看護学） 看護学専攻 博士後期課程 博士（看護学）

(3) 教育学研究科 児童教育学専攻 修士課程 修士（教育学）

（教育職員免許の取得）

第19条の2 教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める単位を修得しなければならない。

2 本大学院の研究科において、当該所要資格を取得できる教育職員免許状の種類は、次のとおりである。

研究科	教育職員の免許状の種類（免許教科）
看護学研究科 博士前期課程	養護教諭専修免許状
教育学研究科 修士課程	小学校教諭専修免許状

3 教職課程の履修については別に定める。

第4章 入学、退学等

（入学の時期）

第20条 本学大学院への入学時期は、毎年4月とする。

（入学資格）

第21条 本学大学院の修士課程及び博士前期課程の入学資格に関し必要な事項は、別に定める。

第21条の2 本学大学院の博士後期課程の入学資格に関し必要な事項は、別に定める。

(入学の出願手続)

第22条 本学大学院に入学を志願する者は、所定の願書に必要書類及び検定料を添えて願い出るものとする。

2 出願の時期・要領及び必要書類等手続きの細部については募集要項に定める。

(入学者の選抜及び選考)

第23条 前条により出願を行った入学志願者に対して、学力検査その他の方法による選抜試験を行う。

2 入学者の選考は、研究科委員会が行う。

(入学手続)

第24条 前条の選抜試験に合格し、選考の結果、入学予定者となった者は、所定の期日までに必要書類の提出及び入学金を納付する等の入学手続を行わなければならない。

2 学長は、前項の入学手続が完了した者に対し、入学を許可する。

(再入学)

第25条 本学大学院の退学者から再入学の願い出があった場合、研究科委員会において選考の上、学長がこれを許可することがある。

2 前項の入学を許可された者が、既に履修した授業科目について修得した単位の取り扱い等については、研究科委員会がこれを定める。

(転入学)

第26条 他の大学院の学生から本学大学院への転入学の願い出があった場合、研究科委員会において選考の上、学長がこれを許可することがある。

2 前項の入学を許可された者が、既に履修した授業科目について修得した単位の取り扱い等については、研究科委員会がこれを定める。

(転学)

第27条 本学大学院の学生で、他の大学院への転学を希望する者は、学長の承認を得なければならない。

(休学)

第28条 疾病その他のやむを得ない理由により、修学の継続が困難な者は、休学願に医師の診断書または理由を証明する書類を添えて提出し、学長の許可を得て休学することができる。))

2 疾病その他の理由により、修学することが適当でないと認められる者に対しては、学長が休学を命ずることができる。

3 休学期間中にその理由が無くなった場合は、復学願を提出しなければならない。

4 復学の時期は学期の始めとする。

5 休学期間は通算して修士課程及び博士前期課程は2年、博士後期課程は3年を超えることができない。

6 休学期間は第6条の在学年数に算入しない。

(退学)

第29条 退学を希望する者は、退学願を提出し、許可を受けなければならない。

2 学長は、退学の許可を行う。

3 修士課程及び博士前期課程は4年間、博士後期課程は6年間在学し、修了の要件を満たせなかった者は退学となる。ただし、長期履修の場合においてはこの限りでない。

4 本学大学院博士後期課程において標準修業年限以上在学した上で、本学大学院の定める修了要件のうち所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたのみで退学を申し出た者は、単位取得後退学とする。

(除籍)

第30条 次の各号の一に該当する者は、学長が除籍することができる。

(1) 第6条第2項に定める在学年限を超えた者

(2) 第28条第5項に定める休学期間を超えて、なお復学できない者

(3) 学費等の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(4) 死亡した者または長期にわたり行方不明の者

(5) その他上記に準ずるもの2 前項第3号により除籍された者が復籍を願い出る場合は、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第5章 研究生、科目等履修生、聴講生

(研究生)

第31条 学長は、本学大学院の修士課程（博士前期課程）を修了した者、本学大学院の博士後期課程を修了した者、又は本学大学院の博士後期課程を単位取得後退学した者で、更に研究を継続しようとする者に対し、正規の課程に支障のない限り、研究科委員会において選考の上、研究生として入学を許可することができる。

（科目等履修生）

第32条 学長は、本学大学院において開設する授業科目のうち、特定の科目の履修、単位の修得を希望する者に対し、正規の課程に支障のない限り、研究科委員会において選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

（聴講生）

第33条 学長は、本学大学院において開設する授業科目のうち、特定の科目の聴講を希望する者に対し、正規の課程に支障のない限り、研究科委員会において選考の上、聴講生として入学を許可することができる。

第6章 社会人入学、外国人入学

（社会人入学）

第34条 学長は、社会人で本学大学院への入学を希望する者に対し、選考の上、入学を許可することができる。

（外国人入学）

第35条 学長は、外国人で本学大学院への入学を希望する者に対し、選考の上、入学を許可することができる。

第7章 学年・学期及び休業日

（学年・学期及び休業日）

第36条 本学大学院の学年・学期及び休業日に関する事項は、関西福祉大学学則（以下「大学学則」という。）

第9条、第10条、第11条を準用する。

第8章 入学検定料、入学金、学費等

（入学検定料、入学金、学費等）

第37条 本学大学院の入学検定料、入学金、学費等については別表第2に定める。

2 学費等とは、授業料、教育充実費をいう。

（再入学・復学及び除籍の場合の学費）

第37条の2 本学に再入学する者は、再入學料及び当該許可年度の学費を納入しなければならない。

3 復学する者は、復学する期の学費を納入しなければならない。

4 復籍する者は、復籍料及び当該年次の学費を復籍の許可時に納入しなければならない。

第9章 賞 罰

（表 彰）

第38条 本学大学院の学生として、表彰に値する行為があった者に対しては、学長が表彰することができる。

（懲 戒）

第39条 本学大学院の懲戒に関する事項は、大学学則第45条を準用する。この際、当該条文中、「本学」を「本学大学院」、「教授会」を「研究科委員会」と読み替えるものとする。

第10章 その他

（事務所掌）

第39条の2 削除

（改 廃）

第40条 学則の改廃は、理事会が行う。

附 則

この学則は、本学大学院に係る文部科学大臣の認可の日（平成20年10月31日）から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成２３年４月１日から施行する。但し、平成２２年度以前に入学した学生については従前の例による。

附 則

この学則は、平成２４年４月１日から施行する。但し、平成２３年度以前に入学した学生については従前の例による。

附 則

この学則は、平成２５年４月１日から施行する。但し、平成２４年度以前に入学した学生については従前の例による。

附 則

この学則は、平成２６年４月１日から施行する。但し、平成２５年度以前に入学した学生については従前の例による。

附 則

この学則は、平成２７年４月１日から施行する。ただし、平成２６年度以前に入学した学生については従前の例による。

附 則

この学則は、平成２８年４月１日から施行する。ただし、平成２７年度以前に入学した学生については従前の例による。

附 則

この学則は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、平成２８年度以前に入学した学生については従前の例による。

附 則

この学則は、平成３０年４月１日から施行する。ただし、別表第１－１及び別表第１－２は、平成２９年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成３１（２０１９）年４月１日から施行する。ただし、別表第１－１は、平成３０（２０１８）年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。また、別表第２のうち、入学金及び学費等の規定は、平成３２（２０２０）年度に入学した学生から適用し、平成３１（２０１９）年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和２年４月１日から施行する。

附 則

この学則は、令和３年４月１日から施行する。

附 則

この学則は、令和４年４月１日から施行する。但し、別表第１－２及び別表第１－３は、令和３年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、令和５年４月１日から施行する。

